

# リフォームプランプライム

2026年4月1日現在

1. 商品名	・リフォームプランプライム…しんきん保証基金保証付
2. ご利用いただける方	(1) 当金庫の営業地区内にお住まいの方、又は営業地区内の事業所に勤務している方 (2) 年齢が満20才以上で、安定継続した収入のある方 (3) 下記①または②に該当する方 ① 申込日時点において、当金庫のしんきん保証基金保証付個人ローン（しんきん保証基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローンでも可）、しんきん保証基金保証付住宅ローンのご利用状況が、下記のア、イのいずれかに該当する方 ア、お借入日から6カ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている方 イ、完済して3年以内の方 ② しんきん保証基金保証付カードローンについて、下記のア、イのいずれかに該当する方 ア、契約中の方 イ、新規契約される方
3. お使いみち	申込人が居住（居住予定を含む）し、申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住し申込人が所有している自宅(注)にかかる次の資金 (1) リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 (2) お申込のご本人が(1)を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等からのローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） (3) お申込ご本人がリフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関からお借入れした住宅ローンまたはそれをお借換えしたものの借換え資金（借換えに伴う繰り上完済にかかる手数料を含む） （ただし、上記(1)または(2)と合わせたお申込に限り、また、借換え直前に3ヶ月の約定返済で3営業日以上遅滞が1度もないことが必要です） (4) リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金 （ただし、上記(1)と合わせたお申込で100万円まで） ※（1）は、申込日時点で支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金（売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可。 (注) 【対象となる自宅とは】 お申込ご本人またはその家族の持ち家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの ※ただし、次のものは各種（仮）登記から除きます ・当金庫の抵当権・根抵当権 ・自宅取得にかかる他行住宅ローンにかかる抵当権
4. ご融資金額	・1,000万円以内 ・ご融資金額の合計が700万円を超えるご融資は、当金庫の会員であることが必要になります。
5. ご利用期間	・3カ月以上15年以内
6. ご融資利率	(1) 変動金利：当金庫所定の金利+年0.54%（保証料として上乗せとなります） (2) 固定金利：当金庫固定金利特約型住宅ローン金利+年0.54%（保証料として上乗せとなります）
7. ご返済方法	(1) 元金均等毎月返済、または元利均等毎月返済のいずれかとします。 (2) 元金の返済をご融資当初の6ヵ月間据え置くこともできます。 (3) ボーナス併用による返済も可能です。ただし、ご融資金額の50%以内です。
8. 保証人	・しんきん保証基金が保証しますので、保証人は不要です。

9. 担保	・ 不要です。
10. 事務手数料	・ 不要です。
11. 保証料	・ 年0.54% (保証料のお支払方法は、毎月の返済元利金に上乗せとなります)
12. 振込条件	・ 工事契約先等へ融資金全額を振込条件といたします
13. 必要書類	<p>(1) 本人確認書  運転免許証 (表裏)  運転免許証を取得されていない方は次のいずれか  ①個人番号カード (表面)  ②パスポート (2020年2月3日以前交付のもの)  ③運転経歴証明書 (表裏)  ④上記①②③をお持ちでない方は資格確認書等  ④の場合には、住民票抄本や公共料金の領収書のご提示が必要です。  ※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて次のいずれかの書類が必要となります。</p> <p>・ 在留カード・特別永住者証明書</p> <p>(2) 資金用途確認書類・見積書・注文書・請求書等、振込依頼書  (3) 年収確認書類・公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書  ※上記「2. ご利用いただける方」の(3)①に該当する方は原則不要。  ※保証金額100万円以下の方は原則不要。</p> <p>(4) 不動産登記簿謄本・自宅建物の不動産登記簿謄本  (5) 返済履歴確認書類・住宅ローン・リフォームローンの借換資金を含む場合のみ  *上記以外にも、必要に応じてご準備いただく資料等がございます。</p>
14. その他	<p>(1) ローンの詳細内容、又はご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合せください。</p> <p>(2) ご利用に際してはお申込後に審査をさせていただきます。しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p>
15. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p><b>苦情処理措置</b>：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-3742-0621）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b>：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。</p> <p>また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一がございます。</p> <p>ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>